

働く人のための

職場のお悩みQ&A

仕事上で直面するトラブルや悩みにお応えします。

問合 産業振興課／Tel674-7411

ID 004265



監修：
大阪府社会保険労務士会
大阪北摂支部

Q 4月から社会保険の扶養を認定するときの年間収入の計算方法が変わったと聞いたのですが・・・。



A いわゆる130万円の壁に関してのご質問ですね。

被扶養者認定時にお勤め先との雇用契約に基づく年間収入が130万円未満であり、かつ、他に収入がなく、主として被保険者（扶養する側）の収入によって生計を維持していると認められる場合には、原則として、被扶養者（扶養される側）として認定されることとなりました。

お勤め先との雇用契約に明確な記載がなく、契約時点では予想できない残業に対する賃金などは、被扶養者の認定の際の年間収入には含まないこととなったため、後に残業などの影響で年間収入が130万円を超えてしまった場合でも、雇用契約どおりの年間収入の見込額が130万円未満であれば、130万円の壁を超えないこととなりました。